

川西市少年軟式野球連盟

規 約

大会要綱 ・ 審判要綱

慶弔規定 ・ 旅費規定

令和 3年4月

第1条（名 称）

この連盟の名称は、川西市少年軟式野球連盟という。（以下連盟という）

第2条（事務局）

連盟の事務局は、理事長宅に置く。

第3条（目 的）

小学生に正しい野球を指導し、野球を通じて親睦と友情を深め、体力・気力並びに規律、協調心を養い立派な社会人となる基礎を作ることを目的とする。

第4条（行 事）

連盟は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- ① [イ] 川西市市長旗野球大会 [ロ] 川西市教育長旗野球大会
- [ハ] 川西市少年軟式野球連盟会長旗野球大会
- [ニ] 川西ライオンズ杯野球大会 [ホ] リーグ戦
- [ヘ] 兵庫川西杯野球大会
- [ト] 川西市スポーツ少年団本部長杯野球大会
- [チ] 古田旗争奪少年野球大会 [リ] その他

- ②上記の大会は、兵庫県軟式少年野球協会 夏季・秋季・ジュニア選手権大会
 兵庫県軟式野球連盟 学童の部関係の大会
 兵庫県スポーツ少年団軟式野球大会

等の上部組織の大会予選を兼ねる。

- ③親睦・交流大会

- ④その他 野球教室 等

第5条（組 織）

連盟は、川西市に所在する少年野球チームをもって組織する。

第6条（登録及び資格）

- ①連盟に登録できるチームは、以下の要件を備えるものとする。

[イ] チームは、1小学校区1チームとする。

[ロ] チームは[イ]の校区内に居住する小学生により構成され、且つ第3条の目的を理解する成人により指導監督されていること。

[ハ] 新規に登録しようとするチームは、理事会の承認を受けること。

- ②チームは選手の人員などのため、これをA級・B級及びC級として、それぞれ登録することができる。

- ③選手としてチームに加入するときは、別紙の加入申込書及び保護者の承諾書を連盟に提出しなければならない。尚その書類は連盟に代って各チームが保管するものとする。

- ④年度途中で本条①[ロ]の要件に該当しなくなった選手が、引き続き所属を希望する場合、当該チームは理事会の承認を得なければならない。

- ⑤チームに校区外の選手の加入は認めない。但し校区内に登録チームのない場合はこの限りではない。またチーム間の選手の移籍は認めない。尚、特別の事情があり、関係チーム相互間の円満な了解に基づき、理事会で承認を得たときはこの限りでない。

- ⑥規約及び要綱などの精神に違反し、また連盟の品位を傷つけたチーム及び選手・指導者は理事会で審査の上、除名又は登録抹消・試合参加停止・試合出場停止などの処分をすることができる。
- ⑦前⑥項による処分を受けた場合、その復帰については理事会において審議し承認を得なければならない。

第7条（役員）

- ① 連盟に次の役員を置く。
会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
常任理事 若干名 理事 各チーム1名 会計 1名 会計監査 2名
審判長 1名 副審判長 若干名 主任審判員 若干名
- ② 役員のうち、会長・副会長・理事長・副理事長・会計・審判長を常任役員とする。
- ③ 必要に応じて、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。
- ④代議員（各チーム2名）を置く。

第8条（役員を選出）

- ①会長、副会長は常任役員会で選出し、理事会に諮り、総会で承認を受けるものとする。
- ②理事長、副理事長、会計、会計監査は理事の互選により選出し、総会で承認を受けるものとする。
- ③理事及び代議員は各チームより推薦するものとする。
- ④審判長、副審判長の選出は別に定める。

第9条（役員の仕事）

- ①会長は連盟を代表し、総会、常任役員会及び常任理事会を招集する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代理する。
- ③理事長は理事会を招集し、連盟の運営及び行事全般を統括する。
- ④副理事長は理事長を補佐する。
- ⑤常任理事は連盟の運営及び行事を推進する。
- ⑥理事は会議の審議及び行事の運営に参画する。
- ⑦会計は経理事務を行う。
- ⑧会計監査は会計の経理を監査する。
- ⑨審判長は抽選会並びに大会を主管する。副審判長は審判長を補佐し、審判長事故ある場合はこれを代行する。
- ⑩名誉会長と顧問は会長の諮問に応じて、連盟の発展に寄与する。
- ⑪代議員は総会に出席し、会長より提出される議案を審議する。

第10条（役員の仕事）

役員の仕事は毎年4月1日より翌年3月31日までとするが、総会がなんらかの事情で遅延したときは、総会までその任に当たるものとする。但し再選は妨げない。尚役員に欠員が生じたときは、理事会で承認を受けるものとする。但し任期は前任者の任期までとする。

第11条（会議及び議決）

- ①会議は総会、常任役員会、常任理事会並びに理事会とする。

- ②総会は年1回会長が召集し、第7条の役員により次の議事を行う。
- [イ] 行事報告 [ロ] 会計・監査報告 [ハ] 役員改選
[ニ] 行事計画 [ホ] 予算 [ヘ] その他
- 尚、会長は必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- ③常任役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・会計・審判長で構成し、必要に応じて会長が召集し、連盟の運営等について協議する。
- ④常任理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・会計・常任理事・審判長で構成し、必要に応じて会長が召集し、理事会等に対する付議事項を審議する。但し理事会に付議する期日がないときは、該当議案を決議することができるものとし、後日理事会に報告するものとする。
- ⑤理事会は定期的に理事長が招集し、連盟の活動について討議すると共に、常任役員会、常任理事会から付議された議案を審議する。
- ⑥会議は過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- ⑦それぞれの会議の議長は会長又理事長とし、会長又は理事長が事故あるときは副会長又は副理事長が代行する。

第12条（会計）

- ①連盟の運営維持に必要な経費は年間登録費・大会参加料及び寄付金・その他をもってこれにあてる。
- ②年間登録費及び大会参加料は次のとおりとする。
- [イ] 年間登録費 A級 10,000円 B/C級 5,000円
[ロ] 大会参加料（1大会1チーム）
- A級 3,000円（川西ライオンズ杯を含む）
B級 2,000円（A級大会の場合は、3,000円）
C級 2,000円
- 但しリーグ戦は理事会で協議し、決定する。
- [ハ] 必要に応じて臨時に会費等を徴収することができる。尚、一旦納付した後は、いかなる理由があっても返還しない。
- ③会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

[付 則]

- ① 大会要綱、審判要綱、慶弔規定及び旅費規定、その他必要な事項は別に定める。
- ② 連盟主催の行事で参加往復途上及び試合中又は練習中の事故については一切責任を負わない。
- ③ 連盟・県協会・スポーツ少年団及び全軟連が主催する、公式の大会以外の親善大会等に招待又は参加を要請された場合は、常任理事会の承認を得、理事会に報告する。但し年間行事で決定している親善大会等に参加するときはこの限りでない。
- ④ 規約の改廃は総会の承認がなければならない。
- ⑤ この規約は、昭和46年4月1日より施行する。

改正[S53. 1. 29 S54. 4. 8 S54. 9. 23 S55. 4. 12 S55. 9. 27 S56. 4. 26
S61. 4. 6 S63. 3. 19 H4. 4. 19 H6. 4. 29 H14. 4. 29 H18. 4. 29
H20. 4. 20 H22. 4. 18 H23. 4. 17 H25. 4. 14 H30. 4. 8 R03. 4. 11]

川西市少年軟式野球連盟大会要綱

- (01) 本要綱は川西市少年軟式野球連盟(以下連盟という)が主催する大会に適用する。
- (02) ルールは原則として、公認野球規則および本要綱に基づくものとする。
- (03) 投・捕間および塁間の距離は次の通りとする。
投・捕間 16m 塁間 23m 但し、C級の投・捕間は15mとする。
- (04) 使用球は連盟が指定するJ号球を使用する。
- (05) 選手・監督・コーチは同一のユニフォーム(帽子・アンダーシャツ・ストッキング・スパイク)を着用しなければならない。
C級以下は同色、同意匠が好ましいが、揃わなくても良い。但し、背番号で選手の特定ができること。
- (06) 背番号は監督30、コーチ29・28、主将10、選手は0から99とする。
選手の登録は10名以上とする。
背番号を付けた監督、コーチ以外はグラウンドでの指導はできない。
- (07) 危険防止のため打者・走者・ベースコーチは、J S B B公認の両側にイヤラップの付いたヘルメットを使用すること。金属バットはJ S B B公認のものを使用すること。
- (08) 捕手はJ S B B公認のマスク(スロートガード付き)・プロテクター・レガーズ・ヘルメットを着用すること。インニング初めの投球練習の時も、必ずマスクを付けること。
- (09) 控捕手を指名し速やかに投球練習の相手を務めること。防具は正捕手に準ずる。
- (10) 手袋の使用は、攻撃側は両手に着用可(ベースコーチを含む)、守備側は捕手のみ着用可とする。
- (11) 投手が意識して変化球を投げた場合、反則投球として取り扱うこととする。
尚、投手が意識して変化球を投げたか、あるいは自然に投球が変化したかは、審判員の判断による。
- (12) ベンチに入れる者は登録選手のほか、登録された監督1名、コーチ2名の他3名(代表・マネージャー・スコアラー等)の計6名以内とする。
但し、登録された監督・コーチに代わって他の者が入る場合は、試合開始前に審判および相手チームの了解を求めること。
- (13) 試合中の抗議は監督または当該プレーヤー以外は認めない。
- (14) 選手交代の申し出は、監督または主将が行う。
- (15) 試合はA級7回戦、B級7回戦又は5回戦、C級5回戦とする。
試合時間は7回戦80分、5回戦70分の時間制限とする。
新しいインニングとは審判がプレイを宣告した時であり、制限時間内に新しいインニングが終了しないと判断した時はインニングの終了時点でゲームセットとする。

B級の試合回数は登録チーム数により決定する。

- (16) コールドゲームは次の通りとする。

7回戦の試合は3回以降10点以上、5回以降7点以上、5回戦の試合は3回以降7点以上の差をもって適用する。但し、優勝戦には適用しない。

尚、日没または天候その他の理由により試合が続行できない時は、7回戦は5回、5回戦は3回以降得点差があれば適用する。

- (17) 投手の投球制限は、AB級は1日7イニング、C級は1日5イニングとする。特別延長戦は投球制限に含めないものとする。

- (18) 延長戦は次の通りとする。

[イ] トーナメント戦

試合時間内に勝敗が決しないときは、そのときの出場メンバー（各チーム9名）により抽選（抽選方法は審判が決める）で勝敗を決定する。

但し、A級は1回戦より特別延長戦（PO戦）1回

優勝戦は特別延長戦（PO戦）2回以内で勝敗を決定する。

尚、特別延長戦でも勝敗が決しないときは抽選で決める。

[ロ] リーグ戦

延長戦は行わず引分けとする。但し、優勝決定戦の方法は細則で定める。

- (19) 出場チームは試合開始30分前に到着し、直ちにメンバー表の交換を行うこと。メンバー表に全員のフリガナを付記し4部提出する。

アナウンスがある場合は5部提出する。

- (20) 打者はバッターボックス内でサインを見ること（投手は打者が正規の打撃姿勢をとるまで投球してはならない）

- (21) タイムの成立は、プレイヤー・監督が要求した時でなく、審判員がタイムを宣告した時である。

- (22) 攻守交代の時、攻撃に移るチームのベースコーチと第1打者は、ミーティングに参加せず所定の位置につくこと。

- (23) ユニフォームのズボンの裾をくるぶしまで下ろした履き方は禁止。必ずストッキングが見えるようにすること。

- (24) 投手が手首にリストバンドやサポーターなど使用することを禁止する。負傷などで肌色の包帯などを巻く必要があるときは、審判の承諾が必要である。

- (25) 次の場合は相手チームの勝とする。

[イ] 試合開始時刻に試合ができる状態でない場合。

[ロ] 審判員の判定または指示に従わず、故意に試合を引き延ばしたり、或いは守備または攻撃態勢につかず試合進行上重大な支障を起こしたとき。

[ハ] 試合中、少年野球としてふさわしくない行為または言動を弄し、審判員および役員（監督）の指示に従わなかったとき。

- (26) 出場チームの関係者並びに応援団を含め、著しく品位を汚し、または審判員、役員をひぼうする言動およびそれらの行為があったときは、その者を退場させることができる。
- (27) 次のことは禁止する。
- [イ] ベンチに入る指導者の試合中の喫煙（ベンチを出ての喫煙も含む）
 - [ロ] 私服でグラウンドに入り、キャッチボールやノックをすること。
 - [ハ] ベンチに入る指導者が色付きメガネをかけること。但し、病的なもので直近の医師の診断書を持参し、本部役員の承諾を得た者は除く。
 - [ニ] 本部席または、それに準じる場所に必要以外に立ち入ること。
 - [ホ] 応援での鳴り物（笛・太鼓等）の使用。
 - [ヘ] ベンチへの携帯電話の持込。
- (28) 大会に出場するチームの往復途上および、試合中・練習中等での不測の事故については、連盟は一切責任を負わない。
- (29) 試合開始、終了時の挨拶はベンチにいる監督、コーチ、他の指導者もベンチの前に出て選手と同時に行うこと。
- (30) 第 1 試合で対戦する両チームは、定刻に試合が開始できるよう、協力して準備を行うこと。
- (31) 試合を終了した両チームは、直ちにグラウンド整備を行うこと。1 塁側チームは 1 塁側、3 塁側チームは 3 塁側を整備する。
- (32) 当日の最終試合の勝利チームは、グラウンドの試合結果を担当役員まで報告する。なお、グラウンド整備、用具の片付けは両チームで行う。

〔糸田貝町〕

- (1) 大会出場チームは抽選会当日、連盟指定用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて提出しなければならない。提出枚数は参加チーム数プラス2枚とする。
- (2) トーナメント方式の試合は次の大会とする。
 - 〔イ〕 川西市市長旗野球大会
 - 〔ロ〕 川西市教育長旗野球大会
 - 〔ハ〕 川西市少年軟式野球連盟会長旗野球大会
以上はA級とB級以下について抽選する。B級以下の分割（B，C）については理事会で決める。
 - 〔ニ〕 兵庫川西杯野球大会
 - 〔ホ〕 川西市スポーツ少年団本部長杯野球大会
 - 〔ヘ〕 川西ライオンズ杯野球大会
 - 〔ト〕 古田旗争奪少年軟式野球大会
以上はA級のみで大会とし〔ニ〕〔ホ〕は、A級、B級の混合の大会とし〔ヘ〕は5年生以下の選手が出場し、試合はA級制を採用する。
 - 〔チ〕 その他
- (3) リーグ戦
 - 〔イ〕 通期、または、前期（春季）、後期（秋季）に分けて行う。
 - 〔ロ〕 前期はA級とB級以下（B，C級）に分け、それぞれの総当り戦とする。
 - 〔ハ〕 後期はA，B級とC級に分け、それぞれの総当り戦とする。
 - 〔ニ〕 チーム数により、各級を数ブロックに分けることができる。
 - 〔ホ〕 各級の分け方、ブロック数、ブロック別チーム数は理事会で決める。
 - 〔ヘ〕 各級でブロック別の試合をしたときは、各ブロックの1位チーム同士で優勝決定戦を行う。
尚、ブロック内順位が同率の場合は、直接の対戦で勝ったチームを上位とする。直接対戦が引分けの場合は抽選で決める。
 - 〔ト〕 優勝決定戦は前期A級と後期A，B級は7回戦、前期B級以下（B，C級）と後期C級は5回戦とし、延長戦は行わず抽選で決める。
- (4) 本細則以外に必要なことは理事会で決定する。

審判要綱

- 1) 要綱は川西市少年軟式野球連盟（以下連盟という）主催の試合に適用する。
- 2) 連盟は審判長 1 名、副審判長若干名、主任審判員若干名、審判員若干名及び審判指導員を置くことができる。
- 3) 審判長、副審判長、主任審判員及び審判指導員は連盟規約第 3 条の目的を理解する成人を常任理事会が選出し、理事会にはかり総会で承認を受ける。
- 4) 登録審判員は各チームから A 級 3 名以上（5 名以下）、B 級 5 名以下を連盟に登録するものとする。
- 5) 登録審判員は、その年度の審判講習会を受講した者に限る。なお、登録審判員の服装は定められた審判服・審判帽子を着用すること。
また、登録審判員は A、B、C 級の試合の審判をすることができる。
- 6) B、C 級審判員の服装は、審判するにふさわしいものとする。但し、審判帽子は着用すること。
- 7) 審判は 4 人制とする。一塁側ベンチに入るチームは 3 名、三塁側ベンチに入るチームは 2 名の審判員を派遣すること。控審判員は緊急時の交代要員としての役目を負う。
- 8) 審判員は野球規則及び大会要綱を熟読し、公平な審判をしなければならない。
- 9) 審判員は試合開始予定時刻の 30 分前に球場へ到着すること。
- 10) 各試合の審判員は、試合チームに関係するもの以外の者とする。但し、チーム間で了解したときは、この限りでない。
- 11) 本要綱以外に必要なことは常任理事会で決定し、理事会に報告する。

川西市少年軟式野球連盟 慶弔規定

第1条（目的）

この規定は、川西市少年軟式野球連盟（以下連盟という）の役員の慶弔について定める。

第2条（適用）

この規定は、連盟役員のお祝い、お見舞、弔慰金等に適用する。

第3条（準用）

連盟に所属する少年野球チーム関係者及び連盟が関係する諸団体等の関係者の慶弔については、理事長が判断し会長が決定する。

第4条（慶祝）

次の区分によりお祝金を贈呈する。

- (1) 叙勲・大臣表彰及びこれに準ずる表彰・顕彰等を受けられた場合：10,000円
- (2) 知事表彰及びこれに準ずる表彰を受けられた場合：5,000円
(但し、記念表彰は対象外とする)

第5条（弔慰）

次の区分により弔慰金・見舞金をおくる（◎印：理事長の判断で会長が決定）

	連盟役員本人	配偶者並びに本人の一親等	少年野球関係者	諸団体関係者
弔慰金	10,000円	10,000円	◎	◎
弔電	参列しない場合	◎	◎	◎
見舞金	5,000円	—	—	—

- (1) 金額は香典・献花料・しきび・盛花などすべてを含んだ額とする。その内容については理事長または会長が決定する。
- (2) 見舞金は概ね一ヶ月以上の入院加療の場合とする。
- (3) 香典返し等は一切行わないものとする。

第6条（連絡）

第3条の関係者の慶弔の情報を知り得た者は理事長まで連絡する。

第7条（決定）

第2条・第3条・第4条において疑義が生じた場合及び、この規定に定めのない事項が生じた場合は、理事長または会長が決定する。

第8条（改正）

規定の改正は連盟理事会の協議により行う。

この規定は平成14年4月1日から実施する。

改正 [H20/4/1]

川西市少年軟式野球連盟 旅費規定

第1条 (目的)

この規定は、川西市少年軟式野球連盟(以下連盟という)の役員及び各チームの指導者(以下役員等という)が、連盟を代表して各種会合・行事に参加した場合の旅費・宿泊費・必要経費の支給について定める。

第2条 (適用)

この規定は、役員等の旅費・会合費・宿泊費などの支給について適用する。

第3条 (旅費)

次の区分、または実費を旅費として支給する。

区分	①阪神間	②神戸-明石	③姫路まで	④姫路以遠	⑤淡路-四国
金額	600円	800円	1,200円	1,500円	2,500円

区分の地域は概ね次の通りとする。

- ①阪神間 : 伊丹市・宝塚市・尼崎市・西宮市・芦屋市・三田市・猪名川町
- ②神戸-明石: 神戸市・明石市・三木市
- ③姫路まで : 高砂市・加古川市・加西市・多可町・播磨町・稲美町
- ④姫路以遠 : 姫路市・赤穂市・たつの市・豊岡市・福崎町
- ⑤淡路-四国: 淡路島・徳島

駐車料金は、その実費を支給する。

実費の計算

- ①高速道路の通行料金
 - ②走行距離に応じた燃料費 走行距離÷燃費(10Km/L)×燃料単価(140円/L)
- 実費精算する場合は、上記の区分での支給は行わない。
燃料単価は実勢価格を参考に会計の承認により変更できる。

第4条 (会合費・宿泊費)

関連団体の諸会合(総会・祝賀会・新年会・忘年会等)に出席した場合、支払った実費(連盟から支払う正規の会費以外の懇親会費等で宿泊を含むものとする)の半額(但し、上限を5,000円とする)を支給する。

但し、個人の負担費用が多額になる場合は、理事長の承認により実費を支給する。

第5条 (決定)

第2条・第3条・第4条において疑義が生じた場合及び、この規定に定めのない事項については理事長が決定する。

第6条 (改正)

規定の改正は連盟理事会の協議により行う。

この規定は平成14年4月1日から実施する。

改正 [H20/4/1 H30/4/8]